多治見市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、多治見市補助金等交付規則（平成８年規則第14号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　支援金は、新型コロナウイルス感染症及び世界情勢等の影響による物価高騰の状況においても、障がい福祉サービス事業所等が質を保ったサービス提供を継続できるよう支援することを目的として交付する。

（交付対象者）

第２条　支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(１)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事業者であって、令和５年８月１日時点で市内に事業所を有すること。

(２)　令和５年１月１日から同年７月31日までの間に、別表に定めるサービス内容を提供した実績があること。

(３)　市税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納していないこと（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める場合を含む。）。

(４)　多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員等でないこと。

（支援金の内容）

第３条　市長は、別表に定める区分に応じ、事業所ごとに交付対象者に対し支援金を交付する。ただし、支援金の交付は、一の事業所における一の区分ごとに１回とする。

２　前項の規定にかかわらず、２以上の事業所において同一の区分のサービスを提供している場合であって、市長が実質的に一の事業所と認めるときは、当該２以上の事業所は一の事業所として支援金を交付する。

３　一の事業所におけるサービス内容が多治見市高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱（令和５年告示第２号）別表の区分とこの要綱の別表の区分の両方に該当する場合、この要綱による支援金は交付しない。

（交付申請）

第４条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多治見市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(１)　申請に係る事業所のサービス提供実績が分かる書類

(２)　その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請の期限は、令和５年10月31日とする。

（交付の決定等）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、支援金の交付の可否を決定し、多治見市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付・不交付決定通知書（別記様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、支援金の交付を決定したときは、当該支援金の交付決定に係る申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに支援金を交付するものとする。

（書類の保存）

第６条　交付決定者は、規則第19条に規定する帳簿及びその内容を証する書類を、支援金の交付の決定に係る会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（調査等）

第７条　市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は現地調査等を行うことができる。

（交付決定の取消し及び支援金の返還）

第８条　市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　既に交付を受けた支援金について、前項の規定により交付決定を取り消された交付決定者は、当該取り消された部分につき速やかに市に返還しなければならない。

（その他）

第９条　支援金の交付に関し、この要綱及び多治見市補助金等交付要綱（平成８年告示第29号）に定めのない

事項については、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、告示の日から施行する。

２　多治見市補助金等交付要綱の一部を次のように改正する。

別表第１　３　民生の款３　身体障害者福祉対策事業の項１　身体障害者福祉対策事業の目に次のように加える。

|  |
| --- |
| ２　障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業 |
|  | １　障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業 | 市の障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱による。 | 要綱による。 | 要綱による。 | 要綱による。 |  |

別表第４　３　民生の款に次のように加える。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ３ | 身体障害者福祉対策事業 | １ | 身体障害者福祉対策事業 | ２ | 障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業 | １ | 障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業 |

別表（第２条、第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 交付金額 | サービス内容 |
| 訪問サービスⅠ | 100,000円 | 相談支援 |
| 訪問サービスⅡ | 100,000円 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、訪問入浴サービス |
| 通所サービス | 200,000円 | 生活介護、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援、自立訓練、日中一時支援、児童発達支援、放課後等デイサービス |
| 入所サービス | 施設定員10人未満 | 短期入所（ショートステイ）、共同生活援助、施設入所支援 |
| 200,000円 |
| 施設定員10人以上50人未満 |
| 300,000円 |
| 施設定員50人以上 |
| 500,000円 |
| 補装具 | 100,000円 | 補装具の販売（作製）又は修理 |

様式第１号（第４条関係）

多治見市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

年　　　月　　　日

多治見市長

申請者　　〒

　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　名　　　　称

　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(※)

　　　　　　　　　　　　　　　(※)記名押印をしてください。（代表者本人が自署する場合を除く。）

　多治見市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱第４条第１項に基づき、次のとおり申請し、交付決定を受けた場合はその決定額を請求します。なお、同要綱第８条の規定に該当する場合は、当該支援金の全部又は一部を返還します。

１．申請に係る事業所

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 |  |
| 住　所 | 多治見市 |

２．申請区分（申請区分欄へ「〇」を付すこと）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請区分（〇印） | 区　　　分 | 申請・請求金　　　額 | 実施サービス |
|  | 訪問サービスⅠ | 100,000円 | 相談支援 |
|  | 訪問サービスⅡ | 100,000円 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、訪問入浴サービス |
|  | 通所サービス | 200,000円 | 生活介護、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援、自立訓練、日中一時支援、児童発達支援、放課後等デイサービス |
|  | 入所サービス（施設定員10 人未満） | 200,000円 | 短期入所（ショートステイ）、共同生活援助、施設入所支援 |
|  | 入所サービス（施設定員10 人以上50 人未満） | 300,000円 |
|  | 入所サービス（施設定員50 人以上） | 500,000円 |
|  | 補装具 | 100,000円 | 補装具の販売（作製）又は修理 |

（表面）

３．交付申請額（請求額）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４．支援金振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名（銀行コード） | （　　　　　　　　） |
| 支店名（支店コード） |  （　　　　　　　　） |
| 預金種別 | １　普通預金　・　２　当座預金３　その他（　　　　　　　　　）　　 |
| 口座番号 |  |
| （フリガナ）口座名義人 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

【添付書類】

　(１)　申請に係る事業所のサービス提供実績が分かる書類

　(２)　その他市長が必要と認める書類

【同意及び誓約】

１　市税等の納付状況について確認することに同意します。

※市税等：本市における市税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し

　尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料

２　多治見市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する

暴力団員等でないこと、また、今後もこれらに該当しないことを誓います。

（裏面）

様式第２号（第５条関係）

多治見市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付・不交付決定通知書

多治見市指令財第　　　号

　　　　　　　　年　　月　　日

　　年　　月　　日付けで提出のありました多治見市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書について、多治見市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱第５条第１項の規定により、次のとおり支援金の（交付・不交付）を決定しましたので通知します。

多治見市長　　　　　　　　　　印

１　交付決定の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 |  |
| 交付決定額 | 円 |

２　交付ができない理由（不交付の場合）

|  |
| --- |
|  |